

整理 番号	提出された意見		意見に対する市の考え方
1-1	意見	千葉県及び我孫子市の各年度予算配分を再考し、現状以下額での年金受給者負担減を要請する。	介護保険の利用者の自己負担を除く介護サービスの費用は、保険料50%と公費（国・県・市）50%の負担割合が介護保険法で定められています。 介護保険制度は、高齢者の介護にあたるご家族の身体的・時間的・経済的な負担を社会で支える仕組みです。制度の運営のため、負担能力に応じた保険料のご負担をお願いしています。
	理由	現在介護保険を利用していない年金受給者にとって年金から天引きされる介護保険料額が現状でも大きすぎるように感じる。	
1-2	意見	千葉県及び我孫子市の各年度予算配分を再考し、現状以下額での年金受給者負担減を要請する。	団塊の世代が75歳以上となる2025年、その後高齢者人口がピークを迎える2040年頃にかけて介護保険事業費の増加が見込まれるなか、介護給付の適正化に向けた取組を進め介護保険制度の安定的な運営を図っていきます。
	理由	試算は実施されていると思料するが、例えば65歳から20年間介護保険料負担を継続しても同保険利用が数年とすると負担が過大に感じる。	
1-3	意見	千葉県及び我孫子市の各年度予算配分を再考し、現状以下額での年金受給者負担減を要請する。	高齢者の増加に伴う要介護認定者の増加により、介護保険事業費は年々増加していますが、第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料については、介護保険財政調整基金を活用することで急激な負担増とならないよう介護保険料の抑制に努めています。
	理由	年金のマクロ経済スライドが発動されてきている昨今は年金給付上昇率が物価上昇率に追いついていないことが重負担感に繋がっていると感じる。	
1-4	意見	千葉県及び我孫子市の各年度予算配分を再考し、現状以下額での年金受給者負担減を要請する。	今回の介護保険条例の改正案では、第1号被保険者（65歳以上）の第1段階から第3段階の介護保険料については、介護保険財政調整基金の活用による介護保険料の抑制に併せて、国が示す低所得者の第1号被保険者保険料（65歳以上）の軽減強化に基づき、軽減措置を行う予定です。
	理由	経済指標上昇を考慮した便乗負担増に感じる。	

1-5	意見	千葉県及び我孫子市の各年度 予算配分を再考し、現状以下額 での 年金受給者負担減を要請 する。	第1号被保険者(65歳以上)の介 護保険料については、高齢者人口 の推移や今後の介護保険事業費 の増加、介護保険市民会議での議 論を踏まえ、市独自に算出してい ます。
	理由	中央官庁令のコピーペースト の様に思えて他地方自治体と 異なる良独自性を感じられな い。	

整理 番号	提出された意見	意見に対する市の考え方
2-1	<p data-bbox="349 280 1552 762"> 意見 第6段階の「本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方」をさらに細かく分け、かつ、税額を減額するべく検討し直してほしい。所得金額が少ない者にとってこの税額(75,000→82,500)は文字通り、非常に非常に大きな重税です。住民税課税と非課税で、どうしてこのように大きな差が出てしまうのでしょうか？今の税制は、給与のあるなしに関わらず、雑所得が基礎控除の41.5万円を少しでも超えると、たちまち重税という仕組みになっています。そもそも税額が全収入によって決まるのではなく、給与以外の雑所得が41.5万円を超えるだけで軽減なし、基準額の1.1倍という重税になること自体がおかしいです。これは決して公正であるとは言えません。国がどうして全収入額から一律103万円の控除をしないのか、不思議でたまりません。この方がずっと、財政を司る人達にもラクだと思うのですが。 </p> <p data-bbox="349 762 1552 1287"> 理由 収入源が多様化する昨今、給与所得以外の収入源を持つ人が増えています。また、高齢化が進めば進むほど、給与所得を主要な収入源とする人は少なくなるのが自然な流れです。つまり、それだけ給与控除の恩恵も薄くなります。分かりやすくするために、私の具体例をあげます。パートの収入が約30万円。雑所得が約60万円。合計約90万円の年収ということになります。この年(65歳)になって雇ってくれるところはほとんどありませんし、体力的にも難しいでしょう。現在のパートも収入が減る一方です。いわゆる給与で55万円、あるいは給与所得以外の収入源を持たない者が96.5万円を給与で稼いでいる人の場合と比べても、年収は少ないのです。ですが、雑所得が41.5万円を超えているため、住民税は非課税にはなりません。コロナが始まった当初の国民全員に給付された10万円以外、低所得者への給付金も1度も受け取ったことはありません。実際は低所得者なのに、です。ですから、第6段階を一律82,500円としてしまう代わりに、合 </p>	<p data-bbox="1574 280 2040 802"> 第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料の各段階を区分する所得金額(所得区分の境界)については、市町村民税非課税世帯者(第1段階から第3段階まで)及び市町村民税非課税対象者(第4段階及び第5段階)に係る所得区分(各段階の境界所得等)については、介護保険施行令に具体的な基準が定められていることから、市町村において変更する事ができません。 </p> <p data-bbox="1574 802 2040 1153"> 第6段階以降の各段階を区分する所得金額(所得区分の境界)については、高齢化の進行による介護保険事業費増加を見据え、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、国の指針や介護保険市民会議での議論を踏まえ、設定しています。 </p>

		<p>計所得額によってそれなりの軽減をしてほしいのです。今までは介護保険料は国保税と一緒に支払っていましたが国保税の場合は5割軽減があったので約1万円でしたが、いきなり75,000円になってしまったと知った時にはショックで一晩眠れませんでした。それが更に増税となると、もう家計の何を削減して捻出したらいいか分からないです。光熱費は既に極限まで節約しているので(電気・ガス・水道を合わせて月約6,000円)、残るは食費しかないだろうというのが現状です。82,500円は私にとっては1ヶ月分の生活費以上です。ですから、住民税課税・非課税に関わらず、合計所得金額によって40万円未満なら18,000円、40～80万円なら24,000円・・・といったように改定して下さるよう、節に、節にお願いいたします。所得の少ない者にとって、所得額が1万円と120万円とでは、あまりにも幅が大き過ぎます。</p>	
2-2	意見		意見を求めている施策案に関連がないため回答しません。
	理由		